

大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育委員会規則第4号

大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会会議規則（昭和31年大和町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第4条に次の1項を加える。

4 教育長は、法第14条第2項の規定に基づき会議の招集の請求があつたときは、臨時会を招集するものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第9条とし、第11条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

第22条中「第18条」を「第17条」に改め、同条を第21条とし、第23条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

第29条第3項中「第30条から第35条まで」を「第29条から第34条まで」に改め、同条を第28条とし、第30条から第34条までを1条ずつ繰り上げる。

第35条中「第25条」を「第24条」に改め、同条を第34条とする。

第36条中「第30条」を「第29条」に改め、同条を第35条とし、第37条を第36条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会議録の作成）

第37条 教育長は、事務局職員の中から指名した者に会議録を作成させるものとする。

第38条を削る。

第39条第2号中「出席委員」を「出席者」に改め、同条第3号「委員」を「出席者」に改め、同条を第38条とし、同条の次に次の1条を加える。

(会議録の公表)

第39条 教育長は、会議録（第36条の規定により非公開とした部分を除く。）を作成させたときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会会議規則第2条から第41条まで及び第46条の規定は適用せず、改正前の大和市教育委員会会議規則第2条から第41条まで及び第46条の規定は、なおその効力を有する。